

深谷市木造住宅耐震化補助金交付要綱

平成23年11月10日【市長決裁】

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が安全で安心した生活のできる災害に強い住環境の整備を促進するため、市内における既存木造住宅の耐震改修に要する費用の一部を予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会による耐震診断基準に基づく一般診断法（現場調査により診断を行う場合に限る。）又は精密診断法により建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する耐震改修の設計をいう。
- (3) 耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事（長屋又は共同住宅にあつては、1棟全体にわたるものに限る。）をいう。
- (4) 市内業者 深谷市に本店を置く業者とする。

(補助の対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、建築士法（昭和25年法律202号）第2条第1項に規定する建築士（以下「建築士」という。）が実施する耐震診断による上部構造評点が1.0未満又は地盤若しくは基礎が安全でないと診断された建築物について、上部構造評点が1.0以上又は地盤若しくは基礎が安全となるよう改修する建築士が実施する設計に基づくものとする。

(補助対象建築物)

第4条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、市内の既存建築物であつて、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に工事に着手した住宅（長屋又は共同住宅を含む。）又は併用住宅（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）であつて、新耐震基準施行日（昭和56年6月1日）以降に大規模な増改築を行っていないこと。
- (2) 地上2階建て以下の木造在来軸組工法又は木造枠組壁工法により建築されていること。
- (3) 持ち家にあつては申請時において現に居住していること又は改修工事後速やかに居住すること、貸家、長屋又は共同住宅にあつては現に居住されていること（現在居住形態が無い場合で、入居者の退出の都合で申請日の6か月前まで居住されていた場合を含む。）又は改修工事後速やかに居住されること。

2 前項の規定にかかわらず、公共事業の施行に伴い補償の対象となる既存建築物は、補助対象建築物としない。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象建築物の所有者

(2) 市税を滞納していない者

(補助金の交付額等)

第6条 補助対象工事1棟当たりに対する補助金は、次の各号に定める額とする。

(1) 一戸建ての住宅については、耐震改修に要した費用に3分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、30万円（65歳以上の者のみが居住する一戸建ての住宅の耐震改修を行う場合は50万円）を限度とする。

(2) 貸家、長屋又は共同住宅については、耐震改修に要した費用に3分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は1棟の戸数（一団の敷地に複数棟存在する場合については敷地全体で1棟とする。）に10万円を乗じた額のうちのいずれか少ない額とし、30万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、市内業者以外による補助対象工事に係る補助額は、同項各号に定める補助額に2分の1を乗じた額とする。

3 補助金の交付は、補助対象建築物1棟につき1回とする。

(補助の申請手続)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事に着手する前に、深谷市木造住宅耐震化補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請し、交付適合通知を受けなければならない。

(1) 付近見取り図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）

(2) 補助対象建築物の所有者及び建築年を明確にできる書類

(3) 補助対象建築物に居住していることが確認できる書類（住民票など）

(4) 耐震診断の結果を示す書類

(5) 耐震改修計画図面及び耐震改修計画に伴う耐震診断（上部構造評点が1.0以上となるもの）の結果を示す書類

(6) 耐震改修工事の見積書の写し（耐震改修工事に係る部分の見積額が分かるものに限る。）

(7) 確認済証の写し（建築確認が必要な場合に限る。）

(8) 現況建物の外観のわかる写真（対象箇所の施工前のものを含む。）

(9) 耐震診断及び耐震改修設計を行う建築士の建築士法第5条第2項の規定による建築士免許証の写し

(10) 施工業者の本店の所在のわかる書類

(11) 配置図（一団の敷地に複数棟存在する場合に限る。）

(12) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、申請を行おうとする日の属する年度の2月末日までに申請し、かつ、補助対象工事を当該年度の3月末日までに完了しなければならない。

(補助金の交付適合通知等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、この要綱に適合していると認めたときは深谷市木造住宅耐震化補助金交付適合通知書(様式第2号)により、適合していないと認めたときは深谷市木造住宅耐震化補助金交付不適合通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第9条 前条の規定により適合通知を受けた者は、申請内容等に変更があったときは、深谷市木造住宅耐震化補助金交付申請変更申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

- (1) 変更後の耐震改修計画の図面及び耐震診断(総合評価が1.0以上となるもの)の結果を示す書類
- (2) 変更後の耐震改修の耐震補強に係る部分の見積額が分かる見積書の写し
- (3) 確認済証の写し(計画変更の建築確認が必要な場合に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 前条の規定は、前項の場合に準用する。

- 3 補助対象者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、深谷市木造住宅耐震化補助金交付申請取下届(様式第5号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(補助対象工事の完了報告)

第10条 補助対象者は、補助対象工事が完了したときは、深谷市木造住宅耐震化完了報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 施工中及び施工後の実施箇所の写真
- (2) 工事費用の内訳書の写し
- (3) 補助対象工事に係る工事請負契約書の写し
- (4) 補助対象工事に要した費用の領収書の写し
- (5) 検査済証の写し(建築確認が必要な場合に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適正に補助対象工事が行われたと認めたときは、深谷市木造住宅耐震化補助金交付決定通知書(様式第7号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、深谷市木造住宅耐震化補助金交付請求書(様式第8号)に第8条(第9条第2項において準用する場合を含む。)に規定する通知書の写し及び振込先の申請者名義の通

帳の写しを添えて、市長に補助金を請求するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第13条 市長は、補助対象者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、深谷市木造住宅耐震化補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、補助金の交付決定を取消することができる。

(補助金の返還)

- 第14条 補助対象者は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

(実地調査)

- 第15条 市長は、状況に応じて必要と認める場合は、耐震改修の実地調査を行うことができる。

(その他)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成24年6月19日【部長決裁】）

- 1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年1月10日【部長決裁】）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日【部長決裁】）

- 1 この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則（平成31年3月5日【部長決裁】）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月9日【部長決裁】）

- 1 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則（令和4年1月26日【部長決裁】）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の深谷市木造住宅耐震化補助金交付要綱に定める様式による用紙は当分の間、所要の調整をして使用することができる。